

# 令和7年6月定例総会議事録

- 日 時 令和7年6月18日（水） 午前9時30分～午前10時23分
- 場 所 佐賀市役所 大財別館 4階 4-1、4-2 会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第1号 農地法第3条の3届出
    - 第2号 農地法第18条合意解約通知
    - 第3号 使用貸借解約通知
  3. 局長専決処分報告
    - 第1号 農地法第4条による届出
  4. 議 案
    - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
    - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
    - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
    - 第4号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転
    - 第5号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定
    - 第6号議案 非農地通知について
    - 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
    - 第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）
    - 第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出
  5. 閉 会

## 午前9時30分 開会

### ○ 会長

皆さん、おはようございます。麦刈りも、無事に終わりました。平坦部では、田植えの準備と、早いところでは、田植えが始まっているところでございます。事故等が、大変多発しているようでございますので、皆さん十分注意して作業していただきたいと思っております。事故がないように、無事農作業を終えて7月のさなぼり会に出席をしていただきたいと思っております。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和7年6月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出13件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知23件、報告第3号 使用貸借解約通知6件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請12件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請2件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請5件、第4号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転18件、第5号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定59件、第6号議案 非農地通知について2件、第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）7件、第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）6件、第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出3件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は6月10日、北部は6月11日に行っております。また、調査会については、南部が6月12日、北部が6月13日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、9番委員の増田政治委員、10番委員の長尾貞文委員の両名を指名します。

次に、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回は無かったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから4ページまでをお開きください。

### 報告第1号 農地法第3条の3届出

1～13

#### ○ 会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から13番までの13件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書5ページから10ページまでをお開きください。

### 報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～23

#### ○ 会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から23番までの23件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページ及び12ページをお開きください。

### 報告第3号 使用貸借解約通知

1～6

#### ○ 会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

### 局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

○ **会長**

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

**第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

1～3

○ **会長**

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び3番の2件は、普通売買の案件、審議番号2番は、贈与の案件です。

審議番号2番について、申請人は、建設業の資材置場での作業の傍ら、資材置場の東側に隣接する申請地を耕作されます。新規耕作であったため、調査会において申請人説明を求めました。

申請人から、農作業については、実家での手伝いの経験や、自宅の家庭菜園での経験があり、隣接する資材置場へは、毎日通っているため、農作物の管理には支障がない旨の説明がありました。

委員から、耕作目的での取得になるため、継続的に耕作を行ってほしいとの意見がありました。

その他、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。この3件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページから16ページまでをお開きください。

**第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

4～12

○ **会長**

審議番号4番から12番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号4番から6番まで、8番から12番までの8件は普通売買の案件、審議番号7番は贈与の案件です。

審議番号8番から12番までは、胡蝶蘭のハウス栽培を事業拡大する案件で、調査会において申請人説明を求めました。

委員から、営農計画について質問があり、申請人から、事業費については、自己資金のほか、銀行融資及び役員からの借入れを予定していること、ハウスについては、同じ町内

の既存施設と同様に、積雪にも耐えうるようにビニールハウスを補強し対応する計画であること、労働力については、10人程度を地元で雇用する調整を行っていること、出荷先については、当面は国内での販売を計画しているとの回答がありました。

その他、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から12番までの9件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○ 会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請 審議番号1番は、転用目的が「農業施設」の農振の用途区分変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、既存の農業用倉庫の敷地を拡張し、玉ねぎ作業場及びパレット置場等として、申請地を整備し利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

**第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請**

2

○ **会長**

次に、審議番号2番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件です。

申請人は、農業を営んでいますが、申請地東側に県道が新設されることに伴い、進入路や排水経路など住宅の管理に必要なスペースとして利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

**第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

1～3

○ **会長**

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農業用倉庫」の農振の用途区分変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、申請地をトラクターなど、農業用機械を格納する倉庫及び作業場として整備し、利用したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在の資材置場では手狭であるため、申請地に敷地を拡張したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「車両置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、自営でリサイクル業を営んでいますが、現在、借りている車両置場が事業所からの通行に不便なため、隣接する申請地を利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「鉄道の駅から概ね300m以内」に該当するため、第3種農地エの（ア）の

bのi。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4・5

#### ○ 会長

審議番号4番及び5番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○ 北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、健康診断等の検査機関ですが、現在、駐車場が不足しており、借地している駐車場も契約期間満了後は返却するため、申請地を駐車場として整備し利用したく、申請されたものです。

委員から、申請地西側の県道は交通量が多く、南側の市道は幅員が狭く、看板も設置されていることから、工事の際には事故が無いように注意してほしい旨の意見がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「一般住宅」の案件です。

申請人は、現在借家に居住していますが住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近く適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○ **委員**

今回の申請にあたって、今現在申請地の前にも駐車場があるかと思えます。そこを駐車場として使うということですか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

現在、申請地の西側が事務所で、申請人の敷地となっており、ここにも駐車場がありますが、ここだけでは足りず、近隣に60台分の駐車スペースを借地されています。その土地の契約が満了した時は、返却をしないといけないということで、駐車場を探されており、今回の申請となっております。

○ **会長**

今の説明で、よろしいでしょうか。

○ **委員**

はい。

○ **会長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページから23ページまでをお開きください。

**第4号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転**

1～16

○ **会長**

第4号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転、審議番号1番から16番までの16件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から16番までの16件：83,630㎡について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この16件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この16件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この16件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から16番までの16件については、計画どおり承認することに決定しました。

**第4号議案 農用地利用集積等促進計画 所有権移転**

17・18

○ **会長**

次に、審議番号17番及び18番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号17番及び18番の2件：2,000㎡について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号 17 番及び 18 番の 2 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 24 ページから 35 ページまでをお開きください。

**第 5 号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定**

1～49

○ **会長**

審議番号 1 番から 49 番までの 49 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 1 番から 49 番までの 49 件

新規 16 件： 117,607 m<sup>2</sup>

更新 33 件： 209,758 m<sup>2</sup>

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 49 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 49 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 49 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号1番から49番までの49件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書35ページから37ページまでをお開きください。

**第5号議案 農用地利用集積等促進計画 利用権設定**

50～59

○ **会長**

審議番号50番から59番までの10件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号50番から59番までの10件

新規 1件： 1,594 m<sup>2</sup>

更新 9件： 58,236 m<sup>2</sup>

について、調査会において審査したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この10件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この10件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この10件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号50番から59番までの10件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書38ページをお開きください。

**第6号議案 非農地通知について**

1・2

○ **会長**

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審査したところ、申出地は、山林・原野化等により再生が困難であるため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書39ページをお開きください。

**第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）**

1～3

○ **会長**

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「境内地の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、当該寺院は、檀家数が80戸ほどありますが、境内地内に、新たに納骨堂を建設することになり、駐車場の移転が必要となったことから、敷地の拡張をしたく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号2番は、除外目的が「海苔資材置場」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は海苔養殖業を営んでいますが、資材置場が不足しており、作業効率を良くするため、新たに資材置場を計画されたものです。

また、申出地は既存の作業場や自宅に近く、適地と判断し申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は農業を営んでいますが、今般、土地の調査を行ったところ、住宅敷地及び通路の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、申出地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この3件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書39ページ及び40ページをお開きください。

**第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）**

4～7

○ **会長**

審議番号4番から7番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号4番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は農業を営んでいますが、農家住宅の購入に伴い土地の調査をしたところ建物の一部が農地であることが判明したため適法化したく、また、農作業場が不足しており、作業効率を良くするため新たに作業場を整備したく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、申出地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承

認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

審議番号5番は、除外目的が「分家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は隣地の住宅に居住していますが、駐車場として利用してきた土地が農地であったため適法化したく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、申出地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）の b。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）の e の（e）と決定しております。

審議番号6番は、除外目的が「駐車場」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、申出地東側のため池を管理していますが、今般、維持管理の作業場及び駐車場として利用したく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番は、除外目的が「店舗」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、産業廃棄物収集運搬業をはじめとして、飲食店など多数の事業を行っていますが、事業を拡大したいと考え、飲食物の提供及び物品の販売を行う店舗の建設を計画したところ、申出地は、交通量が多い国道に隣接しているため適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この4件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号5番について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号6番について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○ **委員**

今回の申出地は、産業廃棄物を置く場所ではなく、店舗をされるということによろしいでしょうか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

今回、申出されている法人自体は、産業廃棄物をはじめとして色々な事業をされている法人ではありますが、今回は、あくまでも、飲食物の提供や物品の販売等を行う店舗という目的で申出をされています。以上です。

○ **会長**

今の説明で、よろしいでしょうか。

○ **委員**

はい。

○ **会長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書41ページ及び42ページをお開きください。

### 第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）

1～6

#### ○ 会長

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）、審議番号1番から6番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○ 北部調査会長

報告します。

審議番号1番から6番までの6件について、調査会において審査しました。

審議番号3番について、委員から、申出地から離れたところに申出人が在住していることから、耕作者について確認があり、農業振興課から申出地は地元農業者が耕作することとなっているが、中山間直接支払い事業への加入は第三者であっても問題なく、農用地区域への編入についても問題ない旨の説明がありました。

その他、この6件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

#### ○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号1番から6番までの6件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書43ページをお開きください。

**第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出**

1～3

○ **会長**

第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、調査会において審査しました。

農業振興課から、この3件は、現在実施中である水資源機構の筑後川下流用水総合対策事業の受益地であることから、農振除外の際に、地域農業の振興に寄与するものという、佐賀市の計画を策定する必要があり、計画について意見をお願いしますとの説明がありました。

審査の結果、この3件について、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

**会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和7年6月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和7年6月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

**午前10時23分 閉会**